**和歌山県体験コンテンツ企画開発業務仕様書（案）**

１　業務の名称

　　和歌山県体験コンテンツ企画開発業務

２　業務の目的

　　和歌山県（以下「県」という。）ではインバウンド誘客に取り組んでおり、コロナ禍を経て年々増加している状況である。取組の一環として、県公式観光サイトを通して体験コンテンツを国内外へ情報発信するとともに、シームレスに予約・決済できるシステム（以下「予約システム」という。）を整備し、観光客への認知度と利便性の向上を図っている。

　　今後さらに誘客を推進するには、インバウンド向けの体験コンテンツを増やし、受入環境を整えることが必須である。本業務は、地域の特性を活かしたインバウンドの受入が可能な体験コンテンツを開発（商品化）し、本県への誘客及び旅行消費額の拡大を図ることを目的とする。

３　委託期間

　　契約締結日から令和８年３月３１日まで

４　委託業務の内容

（１）インバウンド向け体験コンテンツの開発

①地域の関係団体（県振興局、市町村、観光協会等）と連携し、説明会（対面、オンライン）や個別訪問等、効果的な手法によりコンテンツ開発に意欲のある事業者を発掘すること。

②発掘した事業者に対し、インバウンドの受入が可能なコンテンツを販売できるよう、円滑な

　コミュニケーション手法の習得など専門的な伴走支援を行うこと。

③コンテンツの開発数は１０コンテンツ以上とし、開発エリアに偏りがないよう配慮すること。

　　④受入を可能とする対象言語は、英語・仏語・中国語（簡体字・繁体字）とし、うち英語は必須とすること。

（２）コンテンツタリフの作成

　　　開発したコンテンツのタリフ（任意様式）を作成すること。

（３）予約システムへの利用登録サポート

　　　開発したコンテンツの予約システムへの円滑な利用登録をサポートすること。

（４）報告業務

　　　業務の進捗状況を適宜報告すること。必要に応じて書面（任意様式）により行うこと。

（５）その他

　　　コンテンツ開発（商品化）に繋がる効果的な提案があれば別途提案すること。

５　成果物

コンテンツタリフ一式（電子媒体）

６　納品先

　　和歌山県地域振興部観光局観光交流課（県庁東別館２階）

　　〒６４０－８５８５　和歌山県和歌山市小松原通一丁目１番地

７　その他

（１）業務の履行にあたっては、業務内容を十分に理解し、県と連絡を密に取りながら誠実に履行すること。

（２）予約システムの受託者とも必要に応じて連携すること。

（３）本業務の処理上、知り得た秘密を他人に漏らさないこと。なお、本業務終了後も同様とする。

（４）本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記２【個人情報取扱特記事項】を遵守すること。

（５）成果物の著作権については、すべて県に帰属するものとする（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）。著作者人格権についてはこれを行使しないものとする。また、県から提供するデータ以外の著作権の使用は、受託者が著作権者の許諾を得ること。なお、これに係る費用は受託者の負担とする。

（６）受託者は利用者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（７）本業務の目的に照らし合わせて新たに盛り込むべきと考えられる独自の手法等があれば、提案すること。

（８）本仕様書に記載されていない事項については、県と委託業者の協議により決定する。

別記２

個人情報取扱特記事項

第1　法令等の遵守

受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう本個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

第2　責任体制の整備

乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

第3　作業責任者等の定め

1　乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定めなければならない。

2　作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

3　作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

第4　取扱場所の特定

1　乙は、個人情報を取り扱う場所を定めなければならない。

2　乙は、和歌山県知事(以下「甲」という。)が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

第5　教育の実施

乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

第6　守秘義務

乙は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

第7　再委託

1　乙は、本委託業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2　乙は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、甲の承諾を得て行うことができる。

3　前項の場合において、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第8　派遣労働者等の利用時の措置

1　乙は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2　乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第9　個人情報の管理

乙は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、個人の権利利益を侵害することのないよう各種の安全管理措置を講じるとともに、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

(1)　個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する作業従事者を明確化し、取扱規程等を策定すること。

(2)　組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。

(3)　作業従事者の監督・教育を行うこと。

(4)　個人情報を取り扱う場所の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除・機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。

(5)　アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止を行うこと。

第10　収集の制限

乙は、本委託業務において個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、その目的を明示した上で本人から収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

第11　提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止

乙は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

第12　複写又は複製の禁止

乙は、本委託業務において甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

第13　受渡し

乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行わなければならない。

第14　個人情報の返還、消去又は廃棄

1　乙は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、甲の指定した方法により、返還、消去又は廃棄を実施しなければならない。

2　乙は、個人情報の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

3　乙は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

4　乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、個人情報の消去又は廃棄に係る報告書（別記様式）により甲に対して報告しなければならない。

第15　報告

乙は、甲から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

第16　監査及び検査

1　甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2　甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

第17　事故時の対応

1　乙は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2　乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

3　甲は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

第18　契約解除

1　甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2　乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

第19　損害賠償

乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。